



新型コロナウイルス感染症に伴う 国家公務員退職手当法に基づく失業者の退職手当の特例のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の感染予防を理由として、やむを得ず退職した方は「特定退職者」とし、失業者の退職手当の所定給付日数が手厚くなる場合があります。

令和2年5月1日以降に、以下の理由により退職した方は「特定退職者」として、

- ① 勤続期間が6か月（退職以前1年間）以上あれば、失業者の退職手当の受給資格を得ることができます（通常は、勤続期間が12か月以上（退職以前2年間）必要です。）。
- ② 失業者の退職手当の所定給付日数が手厚くなる場合があります（注）。

（注）受給資格に係る退職理由、年齢、勤続期間に基づき所定給付日数が決定されます。勤続期間が短い場合など、特定退職者以外の通常の退職者と所定給付日数が変わらないこともあります。

<「特定退職者」となる場合>

本人の職場で感染者が発生したこと、または本人もしくは同居の家族が基礎疾患を有すること、妊娠中であることもしくは高齢であることを理由に、感染拡大防止や重症化防止の観点から自己都合退職した場合

* 受給資格決定の手続きの際に、上記に該当するかを確認させていただきますので、母子手帳等の事情を確認できる書類をご用意ください。

